



平成 20 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 若山 陽一
コ ー ド 番 号	2 1 4 6
問 合 わ せ 先	執行役員総務法務部長 山川 昌則
電 話 番 号	03(5447)1710

投資有価証券の処分信託設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社保有の他社株式の処分信託設定を決議し、本日付で指定包括信託契約を締結いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 処分信託設定の理由

当社は、平成 20 年 3 月にグッドウィル・グループ株式会社（現ラディアホールディングス株式会社）の株式を取得し、両社グループの企業価値の向上に向けた資本及び業務提携を提案いたしました。交渉打ち切りという残念な結果に終わったことを受け、保有株式の売却の検討を進めてまいりました。当社では売却による株価の下落を抑えながら早期売却が可能であるかどうかを念頭に置き、複数の手法を検討しました結果、信託銀行による処分信託が最適であると判断し、指定包括信託契約の締結に至った次第であります。

本契約の締結により、当社保有のラディアホールディングス株式の売却は全て契約先である住友信託銀行株式会社へ委託し、当社は企業価値の再構築に注力してまいります。

（注）処分信託について

信託した株式を信託銀行の裁量で、一定のルールのもとに売却する手法で、市場の出来高を勘案し、複数の執行方法を組み合わせることで、市場価格へのインパクトを低減しつつ、スムーズな売却が可能な手法です。

2. 処分対象株式の概要

- | | |
|--------------|--|
| （ 1 ）対象株式の種類 | ラディアホールディングス株式会社普通株式 |
| （ 2 ）受託者 | 住友信託銀行株式会社 |
| （ 3 ）処分対象株式数 | 657,788 株 |
| （ 4 ）処分方法 | 受託者が、委託者である当社に対し、当該裁量権行使の具体的内容（処分の計画を含む）を開示せず、受託者の裁量のみで処分する。 |
| （ 5 ）信託期間 | 平成 20 年 11 月 6 日から信託有価証券がすべて売却されるまでの期間を原則といたします。 |

3. 本処分信託設定による業績への影響

本処分信託設定による業績への影響は未確定であります。判明しだい、その影響度を勘案しすみやかに開示いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先

広報担当 秋田、櫻井（03 - 5447 - 1716）